

## 第43号議案

芦屋市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

芦屋市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を別紙のように定める。

平成22年6月11日提出

芦屋市長 山 中 健

### 提案理由

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、関係条文を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

芦屋市職員の育児休業等に関する条例（平成4年芦屋市条例第24号）の一部を次のように改正する。

第2条中第1号及び第2号を削り、第3号を第1号とし、第4号を第2号とし、第5号及び第6号を削る。

第2条の次に次の1条を加える。

（育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間）

第2条の2 育児休業法第2条第1項ただし書の人事院規則で定める期間を基準として条例で定める期間は、57日間とする。

第3条の見出しを「（育児休業法第2条第1項ただし書の条例で定める特別の事情）」に改め、同条第1号中「第5条第2号に掲げる」を「第5条に規定する」に、「同号」を「同条」に改め、同条第4号中「当該育児休業をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業法その他の法律による育児休業並びに育児短時間勤務及びこれに類する所定労働時間を短縮することにより子の養育を支援する方法により養育したこと（当該職員）」を「3月以上の期間を経過したこと（当該育児休業をした職員）」に、「請求の際両親が当該方法」を「承認の請求の際育児休業」に改め、同条第5号中「再度の」を削る。

第5条中「次に掲げる事由」を「育児休業をしている職員について当該育児休業に係る子以外の子に係る育児休業を承認しようとするとき」に改め、同条各号を削る。

第7条の2第1号を次のように改める。

- (1) 育児休業法第6条第1項の規定により任期を定めて採用された職員

第7条の2中第2号を削り、第3号を第2号とし、第4号及び第5号を削る。

第7条の3第1号中「育児短時間勤務をしている職員」を「育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員」に、「第7条の6第2号」を「第7条の6第1号」に改め、同条第4号中「第7条の6第3号」を「第7条の6第2号」に改め、同条第5号中「当該育児短時間勤務をした職員の配偶者（当該子の親であるものに限る。）が3月以上の期間にわたり当該子を育児休業法その他の法律による育児休業並びに育児短時間勤務及びこれに類する所定労働時間を短縮することにより子の養育を支援する方法により養育したこと（当該職員」を「3月以上の期間を経過したこと（当該育児短時間勤務をした職員」に、「請求の際両親が当該方法」を「承認の請求の際育児短時間勤務」に改める。

第7条の6中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とする。

第8条中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号を第2号とし、第4号及び第5号を削る。

第9条第1項中「部分休業」の次に「（育児休業法第19条第1項に規定する部分休業をいう。以下同じ。）」を加える。

## 附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成22年6月30日から施行する。

（経過措置）

- 2 この条例の施行の日前に改正前の芦屋市職員の育児休業等に関する条例第3条第4号又は第7条の3第5号の規定により職員が申し出た計画は、同日以後は、それぞれ改正後の同条例第3条第4号又は第7条の3第5号の規定により職員が申し出た計画とみなす。

## 参 照

### 芦屋市職員の育児休業等に関する条例の一部改正要綱

#### 1 改正の趣旨

地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正に伴い、関係条文を整備するため、この条例を制定しようとするもの。

#### 2 改正の内容

- (1) 育児休業又は育児短時間勤務をすることができる職員について、次のとおり改正する。(第2条及び第7条の2関係)
  - ア 配偶者が育児休業をしている職員についても、育児休業又は育児短時間勤務をすることができることとする。
  - イ 職員以外の子の親がその子を養育することができる職員についても、育児休業又は育児短時間勤務をすることができることとする。
  - ウ 非常勤職員及び臨時的任用職員に関する規定の整理
  - エ 育児休業に伴って採用した任期付職員に関する規定の整理
- (2) 子の出生の日から57日間以内に最初の育児休業をした職員について、再度の育児休業をすることができることとする。(第2条の2関係)
- (3) 夫婦が交互に育児休業等をしたかどうかにかかわらず、職員が最初の育児休業又は育児短時間勤務をした後3月以上経過した場合に、再度の育児休業又は育児短時間勤務をすることができることとする。(第3条及び第7条の3関係)
- (4) 職員以外の子の親がその子を養育することができることとなった場合でも、育児休業及び育児短時間勤務の取消事由には当たらないこととする。

(第5条及び第7条の6関係)

(5) 部分休業をすることができる職員について、次のとおり改正する。

(第8条関係)

ア 職員の配偶者の就業の有無や育児休業の取得の有無等の状況にかかわらず、職員は部分休業をすることができることとする。

イ 非常勤職員に関する規定の整理

(6) その他関係条文の整理

### 3 施行期日等

(1) 平成22年6月30日

(2) 施行日前に育児休業等計画書により申し出た育児休業又は育児短時間勤務の請求の計画は、施行日以後は、改正後のそれぞれの規定により申し出た計画とみなす。